

議案第64号

二宮町税条例の一部を別紙のように改正する。

令和6年11月27日提出

二宮町長 村田 邦子

[提案理由]

地方税法等の一部改正に伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町税条例の一部を改正する条例

二宮町税条例（昭和50年二宮町条例第15号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1号中「第78条第2項第2号及び第3号」を「第78条第2項第2号から第4号まで」に改め、同条第2号中「所得税法第78条第3項及び」を削る。

附則第14項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改める。

附則第15項第12号を削り、同項第11号中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「附則第15条第25項第3号口」を「附則第15条第25項第4号口」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「附則第15条第25項第2号口」を「附則第15条第25項第3号口」に改め、同号を同項第9号とし、同項第7号中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

（7） 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。

附則第15項第13号中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（1） 第13条の2の改正規定及び次項の規定 公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）の施行の日の属する年の翌年の1月1日

（2） 附則第14項及び第15項の改正規定並びに附則第3項及び第4項の規定 公布の日（町民税に関する経過措置）

2 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における前項第1号に掲げる規定による改正後の二宮町税条例第13条の2（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）」とする。

（固定資産税に関する経過措置）

3 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の二宮町税条例の規定中固定資

産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 4 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(議案第64号) 二宮町税条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>(寄附金税額控除の対象とする寄附金)</p> <p>第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、神奈川県内に事務所又は事業所を有し、神奈川県が指定する法人又は団体に対する次に掲げる寄附金で、住民の福祉の増進に寄与すると認められるもの。</p> <p>(1) 所得税法(昭和40年法律第33号) <u>第78条第2項第2号から第4号まで</u>に掲げる寄附金</p> <p>(2) 租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる寄附金</p>	<p>(寄附金税額控除の対象とする寄附金)</p> <p>第13条の2 法第314条の7第1項第3号に規定する条例で定める寄附金は、神奈川県内に事務所又は事業所を有し、神奈川県が指定する法人又は団体に対する次に掲げる寄附金で、住民の福祉の増進に寄与すると認められるもの。</p> <p>(1) 所得税法(昭和40年法律第33号) <u>第78条第2項第2号及び第3号</u>に掲げる寄附金</p> <p>(2) <u>所得税法第78条第3項及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号) 第41条の18の3の規定</u>により特定寄附金とみなされる寄附金</p>
<p>附 則</p> <p>1~13 (略)</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第18項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p><u>(7) 法附則第15条第25項第2号に規定する条例で定める割合は、14分の11とする。</u></p> <p><u>(8) 法附則第15条第25項第3号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1~13 (略)</p> <p>(耐震基準適合家屋に対する固定資産税の減額規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>14 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して町長に提出しなければならない。</p> <p>(1)~(4) (略)</p> <p>(5) 施行規則<u>附則第7条第17項</u>に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用</p> <p>(6) (略)</p> <p>(固定資産税の課税標準の特例)</p> <p>15 法附則第15条第2項等に規定する条例で定める割合は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p><u>(7) 法附則第15条第25項第2号イに規定する条例で定める割合は、12分の7とする。</u></p>

改正後	改正前
(9) 法 <u>附則第15条第25項第3号ロ</u> に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。	(8) 法 <u>附則第15条第25項第2号ロ</u> に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。
(10) 法 <u>附則第15条第25項第4号イ</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	(9) 法 <u>附則第15条第25項第3号イ</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
(11) 法 <u>附則第15条第25項第4号ロ</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	(10) 法 <u>附則第15条第25項第3号ロ</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
(12) 法 <u>附則第15条第25項第4号ハ</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。	(11) 法 <u>附則第15条第25項第3号ハ</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
(13) 法 <u>附則第15条第32項</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。	(12) 法 <u>附則第15条第32項</u> に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。
(14) • (15) (略) 16~27 (略)	(13) 法 <u>附則第15条第33項</u> に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。 (14) • (15) (略) 16~27 (略)